

会社の定義（5）—— 大会社

1 ▶ 大会社とは

旧商法では、資本や負債の額等を基準に、会社類型を「大会社」「小会社」およびそれ以外の会社（中会社）という区分がされていたが、会社法では、この会社区分を簡略化し、「大会社」とそれ以外の会社としている。

ここで「大会社」とは、その要件が、最終事業年度に係る貸借対照表に計上した資本金の額が5億円以上であるか、負債の額が200億円以上である会社のことである（2⑥）。

2 ▶ 大会社に関する規制

会社法においては、大会社の要件に該当する会社は、類型的に規模が大きく、株主や債権者等利害関係者も多数に上ることが想定されるという仮定の下、会計監査人の設置義務、業務の適正を確保するための体制の整備義務、連結計算書類の作成義務など、このような利害関係者を保護するため、一般の会社と比較するとより加重された義務が課せられている（図表7-1）。

3 ▶ 大会社の適用時期

上記のとおり、大会社か否かの判定は、最終事業年度（2④）に係る貸借対照表に計上した計数をもって判断するため、期中にこれらの計数に変動があっても、大会社の要件該当性の判断に当たっては関係がない。

これを具体的な例でみると、図表7-2のとおりとなる。

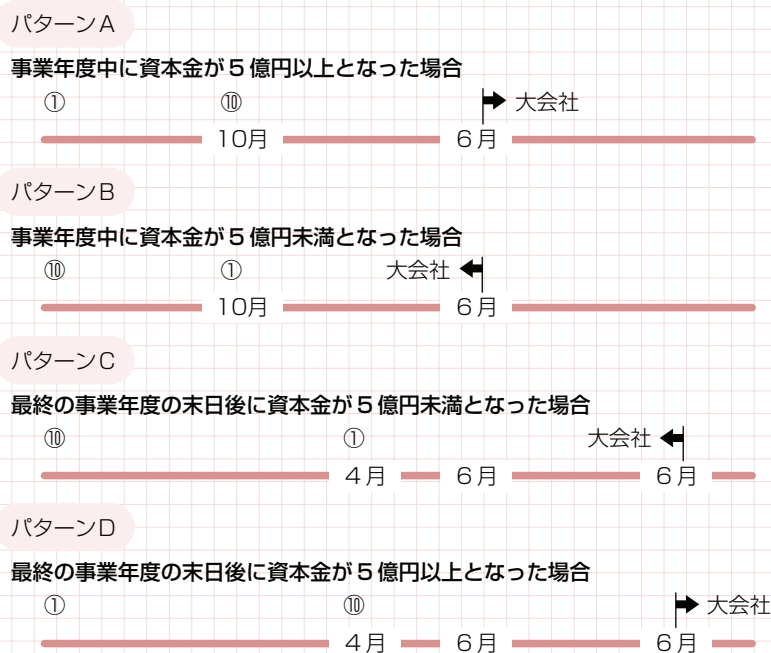
最終事業年度の末日時点で大会社の要件に該当していれば、当該最終事業年度に係る定時株主総会の終結の時から大会社となることとなり（パターンA）、その逆の場合には、当該定時株主総会の終結の時から大会社ではなくなるということになる（パターンB）。

このため、事業年度の末日後の資本金の額の増減は、その事業年度に係る定時株主総会後の大会社の判定には影響を与えないので（パターンC、D参照）、ある事業年度の途中で増資等により資本金の額が5億円以上となった場合には、当該事業年度の末日までに資本金の額を5億円未満とする資本金の額の減少を行わなければ、大会社としての規制を受けることとなる点に注意を要する。

図表 7-1 大会社規制の概要

- ◀ 監査役会・委員会の設置義務（328 I）
- ◀ 会計監査人の設置義務（328 I・II）
- ◀ 業務の適正を確保するための体制の整備（348IV・362V）
- ◀ 損益計算書又はその要旨の公告（440 I・II）
- ◀ 連結計算書類の作成義務（有価証券報告書提出会社に限る）（444 III）

図表 7-2 大会社規制の適用時期（3月決算会社の場合）*



※ ①や⑩は、その時点での資本金の額を指す（単位・億円）。